

1 北海道障害者職業能力開発校及び一般校を活用した訓練について

(1) 北海道障害者職業能力開発校における訓練

国から委託を受けて運営している障害者職業能力開発校において、障がいのある方々に、その適性に応じた職種について知識・技能を習得させ、職業的自立を図るとともに、産業の発展に寄与する技能者を養成するための職業訓練を実施。

(2) 一般校を活用した訓練

一般校である道立高等技術専門学院においては、函館と旭川の学院で知的障害者訓練を実施。

2 各種委託訓練について

(1) 障害者委託訓練

障がい者等の身近な地域において、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障がい者の能力・適性や地域雇用ニーズに対応した「障害者委託訓練」を実施。

(2) 職場適応訓練

障がい者等の就職困難な求職者に対し、作業環境に適応することを容易にするため、事業主に委託して訓練を行い、訓練終了後は委託先事業主に雇用されることを目的とした「職場適応訓練」を実施。

(3) 知的障害者特別委託訓練

知的障害者に職業訓練を実施することにより、就職の促進を図るため、北海道はまなす食品株式会社能力開発センター（食品加工科）に委託し、「知的障害者特別委託訓練」を実施。

※職業訓練受講者のうち障がい者で一定の要件を満たす者に対し、それぞれの職業に必要な技術や知識の習得を容易にし、就職の促進を図るため、訓練手当を支給しています。

3 北海道雇用対策協定に基づく雇用促進活動について

(1) 要請活動

北海道と労働局が締結（H24.12.4）した北海道雇用対策協定に基づき、経済部、保健福祉部、道教育委員会、北海道労働局の連携により、北海道経済連合会など道内主要団体に対し、障がい者雇用に係る要請を実施（H24.12.11）

(2) 就職促進

北海道障害者職業能力開発校とハローワークとの連携により、ハローワークの職員が職業相談等を実施し、訓練終了からの支援に努めるほか、特別支援学校生徒の就職を促進するため、特別支援学校とハローワークによるチーム支援方式により、企業開拓から職場定着までの取組を一体となって実施。

4 その他について

「障がい者就業サポーター派遣事業」（緊急雇用創出推進事業）について

道内拠点6地域（名寄市、釧路市、帯広市、美唄市、伊達市、函館市）に就業サポーターを配置し、障がい者雇用未経験企業等に対し、障がい者の雇用体験（職場実習）を通じ、障がい特性や就業環境整備等のアドバイスを行い、障がい者の雇用促進を図る。

■平成25年4月から障がい者の法定雇用率が引き上げられるが・・・

- ・障がいのある人を雇用したことがない
- ・どのように接したらよいかわからない
- ・どんな仕事ができるのかチャレンジしてみたい
- ・新たに知的障がい、精神障がいのある人の雇用も考えたい etc

雇用体験 障がいのある方を雇用体験 〈3日～10日間程度〉



障がい者就業サポーター

名寄 釧路 帯広 美唄 伊達 函館

〈道内6地域の障害者就業・生活支援センターに配置〉

- 障がい者が従事可能な仕事の掘り起こし
- 雇用する上で、配慮すべき点をアドバイス
- 雇用体験に参加する障がい者に同行サポート